

北海道若者活躍プロジェクトの会員及び活動経費について（申し合わせ事項）

1. 北海道若者活躍プロジェクト会員について

(1) 会員について

プロジェクトに参加する教育機関、地方自治体、企業及び団体を会員とする。

会員は北海道若者活躍プロジェクト実施要綱（以下、「実施要綱」という。）別表に掲げる機関構成員、北海道 COC+コンソーシアム会員のうち継続参加を希望する機関及び令和 2 年 4 月 1 日以降にプロジェクトに賛同し入会する機関。

(2) 入退会

1) 入会

令和 2 年 4 月 1 日以降に入会を希望する機関は、入会申込書を北海道若者活躍プロジェクトまとめ役宛てに提出する。

入会にあたっては、企業等の最寄りの教育機関（機関構成員である）が面談を行い、企業が以下の基準を満たしていることを確認する。

また、事務局は入会した企業情報を北海道若者活躍プロジェクト推進協議会へ報告する。ただし、教育機関及び地方自治体においては、プロジェクトの目的、目標の達成を目指す機関とし、入会基準は定めない。

【基準 1】以下の条件を一つでも満たす企業等

- ① 若者や地域の成長を意識した企業経営を目指すまたは実施している企業等
- ② 参加する学校が推薦する企業等

【基準 2】地域共育もしくは道内就職優遇制度の双方またはいずれかに参加希望する企業等。

2) 退会

退会を希望する企業等は、退会届を北海道若者活躍プロジェクトまとめ役宛てに提出する。

2. 北海道若者活躍プロジェクト活動経費について

プロジェクト実施に係る費用は自己負担を原則とする。

ただし、実施者以外の受益者がいる場合等については、互いに協議のうえ、実施に係る費用を按分することは妨げない。

(具体例)

- ①地域志向人材育成プログラムに係る費用は原則、実施する大学・高専の自己負担とする。ただし、派遣講師等に係る費用については、派遣元との調整の上、費用分担を検討する。
- ②会議等出席に係る費用は、参加機関の負担とする。また、会議室使用料については、構成機関の協力による無償提供等で負担軽減を図る。
- ③マッチングイベント等の開催費用は、参加企業の負担とする。